

## 福生市における新型コロナウイルス感染症対策の実施期間の延長について

国及び東京都の新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、福生市における新型コロナウイルス感染症対策について、一部を除き、その対策期間を令和2年5月31日(以下「期日」という。)まで延長し、次のとおり市民等の感染防止に努めるものとする。

### 1 公共施設の対応について（現行開場等している施設の対応について）

市の公共施設については、閉館、休業等の対応を期日まで継続する。

### 2 市が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月26日決定）について、その適用期間を「令和2年5月6日（水）まで」を「**当分の間**」に変更し、対応を延長する。…**別紙1参照**

### 3 市内小中学校、保育園、学童クラブ等の対応について

事業区分	対 応	備 考
小・中学校	令和2年5月7日（木）及び8日（金）を登校しない日とし、同月11日（月）から授業を開始するものとする。ただし、国、東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。	国、東京都等の方針等により、対応を図る。
保育園	期日まで、登園の自粛要請を延長する。ただし、特に児童の保育が必要と認める場合については、当該児童の保育を行うものとする。	対応の延長
学童クラブ	5月9日（土）まで、延長保育の縮小及びクラブ利用の自粛要請を延長する。ただし、特に児童の育成が必要と認める場合については、当該児童の育成を行うものとする。	市内小学校の方針等により、延長等の対応を図る。
ふっさっ子の広場	令和2年5月7日（木）及び8日（金）を休業とし、同月11日（月）から開業するものとする。ただし、国、東京都等の方針等により休業期間を変更する場合もある。	市内小学校の対応による。

### 4 市役所業務について

市役所の業務については、感染予防対策に万全を期して、通常どおり業務を行うものとする。

※昼時間（12時から13時まで）の窓口業務及び時間外開庁は、期日まで延長して休止を継続する。

## 5 市職員の勤務体制について

感染予防対策として、令和2年4月13日（月）から実施している「交代制在宅勤務」について、期日まで延長し、継続する。

## 6 庁内等の対応について

### (1) 庁内会議等の自粛、代替等について

庁内部における会議等（審議会等を含む。）については、書面開催又は延期などの措置を期日まで延長して、感染におけるリスクを回避する。ただし、どうしても必要な場合は、会議時間や環境を考慮し、必要最低限の範囲で行うものとする。

### (2) 出張等について

出張等の自粛、電話やメール等での連絡については、期日まで対応を延長する。ただし、現地確認など業務上必要な場合には最低限の回数、人員等によるものとする。

## 7 その他

### (1) 広報等について

5月1日付け広報については、新型コロナウイルスの対応等をお知らせする「臨時号」を発行することから、広報の配布を遅らせていただき、「臨時号」とともに配布させていただく。

### (2) ホームページ、情報メール、防災行政無線等による情報発信について

新型コロナウイルス感染症に係る対応等についての情報について、期日まで、ホームページ、情報メールのほか、防災行政無線等により、市民等に対し、発信し、理解と協力をお願いを継続する。

## 8 今後の対応について

### (1) 感染者が市内に発生した場合の対応について

今後、市内学校、保育園その他の公共施設に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

### (2) その他

上記1から7までの事項については、現時点における対応であるが、今後の状況により、市民の健康の確保、感染の拡大を防ぐことを前提として、国、東京都等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、期日を早めるなどの対措置を含めて、柔軟に対応するものとする。

# 別紙 1

令和 2 年 4 月 30 日

福生市長 加 藤 育 男

新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針の適用期間の変更について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和 2 年 2 月 26 日決定）について、感染拡大防止の見地、東京都及び市内感染者数等の状況を鑑み、その適用期間を次のとおり変更する。

現 行	変更後
4 適用期間 本方針の適用は、令和 2 年 2 月 26 日から同年 5 月 6 日までの期間とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。	4 適用期間 本方針の適用は、令和 2 年 2 月 26 日から当分の間とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針の変更は、令和 2 年 4 月 30 日から適用する。

令和2年2月26日決定

令和2年3月25日変更

令和2年4月2日変更

令和2年4月30日変更

福生市長 加藤 育 男

## 新型コロナウイルスによる感染症に対する市が主催するイベント等に関する取扱方針について

国、東京都等が発した方針を踏まえ、新型コロナウイルスによる感染の蔓延を防ぐため、市が主催（共催も含む。以下同じ。）するイベント、行事、会議、事業等（以下「イベント等」という。）に関する取扱いについて、次のとおり定めるものとする。

### 1 考慮すべきイベント等

- (1) 多くの不特定な人が集まるイベント等
- (2) 飲食を伴うイベント等
- (3) 高齢者や難病を含む障害者、基礎疾患を持っている方、子ども、妊婦等を対象とするイベント等
- (4) 会場が、閉鎖空間や参加者間の距離が十分に保てず、接触する等の状況が想定されるイベント等
- (5) 会場の入口、会場内等にアルコール消毒液の設置や参加者がマスクを着用するなど、予防の方策が困難な状況にあるイベント等

### 2 対応方針

- (1) 上記1に該当するイベント等については、市民の不安を払拭し、安全を確保することを前提とし、原則として、中止又は延期する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市内小中学校の卒業式など、実施日等の変更が困難なものについては、次の事項に留意し、感染リスクへの必要な対策を講じ、万全を期して実施するものとする。
  - ア 発熱等の症状がある人に参加を控えるよう、事前告知等の措置を講じ、要請すること。
  - イ 咳エチケットの徹底や頻繁な手洗いなどの周知をすること。合わせて、正しい手洗い方法の普及啓発を行うこと。
  - ウ アルコール消毒液を会場入口、会場内等、複数個所設置し、確実に参加者等に対して消毒を実施させること。
  - エ 屋内イベント等では、定期的な換気を行うこと。

オ 相互接触の機会を減らすとともに、対面での会話機会を極力避けるなど、実施内容等について、十分に配慮すること。

(3) 上記1に該当しないイベント等についても、次に掲げる考慮事項を基にリスク評価を行い、開催の判断をするものとする。その場合において、開催すると判断したときは、前号の規定を準拠し、マスクの着用、消毒等その他の予防措置を講じ、万全を期すものとする。

ア 開催規模（参加人数）

イ 開催場所（屋外・屋内・換気の状態）

ウ 開催期間・時間（同一空間での滞在期間）

エ 参加者同士の距離（近距離又は対面）

オ 参加者の特性（高齢者若しくは基礎疾患を有する者、障害者、子ども等又は不特定多数か否か）

カ イベント等を通じた相互接触の機会

キ 上記のほか、感染のリスクが高いと思われる事項

### 3 その他

市の関連団体が実施するイベント等については、本方針の趣旨を理解いただき、対応をお願いするものとする。

### 4 適用期間

本方針の適用は、令和2年2月26日から当分の間とする。ただし、状況に応じて、期間を変更することができる。

附 則

本方針更は、令和2年2月26日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年3月25日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月2日から適用する。

附 則

本方針の変更は、令和2年4月30日から適用する。